



## 監事意見書

一般社団法人 千葉県作業療法士会  
会長 坂田 祥子 様

意見書作成日 令和5年6月24日  
一般社団法人 千葉県作業療法士会

監事 大塚 栄子 

監事 古城 哲也 

- I 私達は、民法59条及び一般社団法人千葉県作業療法士会定款第51条に基づいて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの会計年度の本一般社団法人の財務諸表、すなわち収支決算書、貸借対照表及び財産目録を監査し、それを基礎として本一般社団法人の財産及び理事の業務執行の状況を監査致しました。
- II 財務諸表の監査にあたっては、私達が必要と認めた監査手続きを実施致しました。
- III 監査の結果、私達は、上記財務諸表が公益法人会計基準に準拠して作成されており、本一般社団法人の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日を以って終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めます。  
また、本一般社団法人の財産と理事の業務執行の状況は、共に良好且つ適正であると認めます。



- ・コロナ禍の中においての活発な県士会活動を反映した報告とと思います。表記方法も以前より整い見やすくなりました。

## 【会計面】

・内部留保について、3年間で約1700万円留保出来たことは本士会にとり重要事項と思われます。財務部・各委員会のご尽力はもちろんです。感染症による活動状況変化による影響もあると思われますので、今後対面活動の活発化や新規入会者の見込みも念頭に置き、引き続き適切な内部留保額を保持すると共に、事務所移転や記念行事なども見越した上での活用を検討されてください。

・各部・委員会の小口金等の取扱について、適切な運用が求められますので、運用上困難が発生した場合は、速やかに三役・理事に共有し、共通課題として対応検討をお願いいたします。組織的な対応策については、各部・委員会・財務部に加え三役・理事会でも共有し、会計負担を減らす工夫をご検討ください。

・金銭受渡しは税理士の指摘の通り適切な方法で実施されて下さい。また、費目記載は、議案書34ページの「法人会計」で複数部署が合算されていた為、今後分けて記載し、透明性のあるわかりやすい表記をお願い致します。各部・委員会においても、今後共、平時からの適切な会計処理・通帳類の管理と確認をお願い致します。

## 【活動面】

- ・各部・委員会活動が活発に実施され、委員会の数はもちろん研修会の共同開催も増えていると思います。
- ・特にブロック活動は比較的参加者が多いように感じます。コロナ禍で人との繋がりが減った中 zoom を用いて身近な作業療法士同士の繋がりを維持できた点で、とても意義があると思います。
- ・各部・委員会の設置目的・役割分担がわかりにくい為、HP等での説明・紹介をご検討下さい。
- ・本協会からの依頼による活動状況も報告・周知が必要と思われます。費用が発生している場合は、会計上の費用負担も明確にお願い致します。



・各部・委員会の活動結果の振り返り・今後の展望についてもコメント記載があるとよいと思います。

・各政治関連団体・個人との関係性について、種々の依頼毎に方向性の話し合いに時間を要しており、県士会としての明確な判断基準を急ぎ決定する必要があると思われます。決定にあたっては、素案や決議方法を十分協議する必要がありますが、協議前に会員にパブリックコメントを求めるなど、意見の吸い上げを工夫されて下さい。

・複数の役割での一人の負担が大きく会議も時間を要している為、気軽に出来る活動（協力可能な事務作業を登録する 等）も検討出来ると、活動参加者の裾野が広がるかと思しますのでご検討下さい。

以上